

唐代地方官僚の遷轉と考課について

築山治三郎

はしがき

唐代の官僚組織は複雑を極め、中央官僚と同じように地方官僚もその組織機構官員等は複雑であり莫大な數に上つてゐる。地方官僚についていろいろ問題があるが、本論文は地方官僚のうち刺史縣令などを中心として一、刺史縣令に如何なるものが任命され、また流貶されて刺史になつたか。二、地方官僚の遷轉と仕進の順序はどういうようになつていたか。三、地方官僚の考課は特に何を基準とされたかその原則はどうであつたか。四、考課は守られたかどうか、ということについて述べたいと思うが、何分問題が大きく且つ研究の點について不十分な點もあり今後の研究にまたなければならぬと思う。尙唐代考課について、昭和三十五年大塚史學會で研究發表をした一部である。

唐は地方に都督府を京兆河南太原に三府をおいて都督府牧を、州を上

唐代地方官僚の遷轉と考課について

中下に三つとして刺史をおき、その下に京縣畿縣及び上、中、中下、下の四つに分けて縣令をおいてそれぞれ長官として地方を治めしめた。都督三府州郡の數は時代によつて増減があり、また資料によつて多少異つていて、都督府は則天景雲二年には二四、玄宗開元十七年には四〇となつてゐる。府州縣の數は

	州數	縣數
通鑑	天寶元年 三二一	——
舊唐書	天寶元年 三六二	一五二一
新唐書	開元二十八年 三二八	一五七二

とあつて玄宗開元末天寶初めの府州郡等の總數は通鑑、舊唐書、新唐書地理志は多少の相違があるが大體三五〇前後と見てよいと思う。新唐書によれば、正州は府州が三五〇とされている。唐六典によれば、三府となつてゐるが、新唐書には京兆河南太原の外に河中江陵等合せて十府となつており、玄宗天寶元年に州が郡に改稱せられ州刺史が郡太守と改名されたことはいうまでもない。その外に羈靡州があり、府州八五六あつて正州と羈靡州を合せると一二〇〇以上となり、さらに縣の數を入れる

と三〇〇〇近くになる。唐代の行政地理に新唐書によれば府州郡縣の數は三二二三と見えているから相當數の府州郡縣がおかれたのであつた。

従つて地方長官である都督刺史及び縣令の人員も相當な數であり、更に都督刺史以下の官僚や縣令以下の官僚即ち縣丞、縣主簿縣令以下の數を入れると相當な數になる。そこで通典(卷十六)職官典に、内外官一萬八千八百五員、外郡縣官一萬六千一百八十五と見えているが、これは流内官の數であつて流外胥吏などを入れると通典卷四〇には三十一萬四千六百八十五となつているから莫大な數に上つてゐることがわかる。

本論文はこれら地方官僚の凡てについて述べることは到底その餘裕がないので、地方長官の刺史縣令を中心にその任免、遷除、考課等について述べることにする。

さて三五〇に上る州刺史、一五〇〇に上る縣令はどのようにして任免されたかということである。唐初はまだ官制が整備されていない時は隋制を受けて恐らくそのまま繼續任命されたものが多かつたと思われ、また地方豪族がそのまま刺史に任命されたものもあつたようである。太宗貞觀の治世になつて官制が整備されるにつれて、科擧の制度が確立すると、明經進士等に應試登第して地方官に任命され、縣尉から縣主簿、縣丞を経て縣令と昇進し、特別のものは州刺史、郡太守に拔擢されたものもあつたし、或は中央官を経て縣令や刺史に任命されたものもあつた。また胥吏から流内官に入流して本官となり、縣尉から縣丞、縣令と昇進するものもあつたに違いない。しかし胥吏から入流して縣令や州刺史のような地方長官に昇進することは特別の例を除いて相當困難であつて、

さらに科擧に應試するか、或は相當の年數を経なければ流内に入つて昇進することは容易ではなかつたと思われる。

唐代の刺史縣令の地方長官は漢代の郡太守や縣令長のように正規の順序を経て任命されるものではなかつた。任命の順序には昇進や拔擢や流貶や其他黜陟の意味のものやいろいろな方法があつた。先ず刺史に例をとると、

- 1、諸王から外に出て刺史になるもの、
- 2、武夫勳臣が任命されて刺史になるもの、
- 3、中央官僚が任命されて刺史になるもの、
- 4、科擧に登第して地方官から刺史になるもの、
- 5、將軍から任命されて刺史になるもの、
- 6、節度使が刺史を兼ねるもの、
- 7、中央官僚が刺史を兼ねるもの、
- 8、流貶されて刺史に左遷されるもの、

地方長官の刺史には幾通りの方法があつた。1から7までは普通の方法であり、8の流貶されて刺史に左遷されるものはたとえ任命であつても黜陟を加えて流貶の形であつた。唐初諸皇子幼少の者多く都督刺史に任命されたが、恐らく名のみであつて、その實なく褚遂良の上疏に尙幼少にして人を治む能わず都に居つて勉學修養に務むべきことを述べているから結局名のみとなつた。唐初の功臣勳臣が刺史に任命されたことは列傳の各所に見えているし、唐會要にも見えている。例えば司空長孫無忌が趙州刺史に、左僕射房元齡が宋州刺史に、司空杜如晦が密州刺史に、

李靖が濮州刺史に、高士廉が申州刺史に任命されているし、これらは何れも上州刺史であり、封戸も賜わっているが、果して地方長官として赴任して民政に當つたか否かは疑問である。しかも世世承襲非有大故。無或黜免。餘官食封並如故。とあるように世襲として大きい誤りがなければ黜免されなかつたが、世襲のことは間もなく廢止されている。このように功臣勳臣の刺史任命は恩賞の意味があつたように思われる。或は又國家統治の方針として唐初の功臣を刺史として地方長官に任命し、地方政治に意を用いるためとも思われるが、必ずしもそうとは考えられぬ點がある。それは唐初から内官尊重の傾向が強くなり、外官輕視の風潮が漲つていたようであつた。

③馬周の上言によると、

活天下者。以民爲本。欲令百姓安樂。惟在刺史縣令。今縣令既衆。不能皆賢。若每州得良刺史。則境內蘇息。(一)今朝廷獨重內官。刺史縣令頗輕其選。刺史是多是武夫勳人。或京官不稱職。方始外出。邊遠之處。用人更輕。

これは太宗貞觀十一年の上言で、刺史縣令の任の重要性を説き、内官尊重外官輕視の傾向と刺史縣令の選舉の輕視等について論じ、京官で成績の上らぬものを出して刺史にし、従つて遠方の州刺史程輕視していることを述べている。陳子昂の上言に、吏部選舉の弊害を述べ、縣令に補すこと一縣尉の如く輕んじ、賢良德行を論ぜずとあるは地方官任命を輕視したものであり、韋嗣立の上言にも

長安四年三月。則天與宰相議及州縣官。納言李嶠等奏曰。安人之方。須擇刺史。竊見朝廷物議。無不重內官。輕外職。每除牧伯。皆再三披

唐代地方官僚の遷轉と考課について

訴。比來所遣外任。多是貶累之人。風俗不實。

とあつて内官尊重、外官輕視の風潮は國初以來からであつて殊に武后中宗時代甚しかつたことは、新舊唐書列傳や新唐書宰相表を見てもわかる。神龍元年趙冬曦の上疏にも

京職之不稱者。乃左爲外任。大邑之負累者。乃降爲小邑。近官之不能者。乃遷爲遠官。

とあるが、漢代には牧宰として臺郎郎官から地方官に出、累進して縣令長、郡太守に昇進するのを榮としたのに、唐代では京官の成績の上らぬものを外官に出し、又地方官として、成績の上らぬものを上州から中州、下州へ遷し、さらに近くの州縣から遠方の州縣へ遷されると述べたものである。

中央官僚が左遷されて流貶され、地方長官の刺史縣令に出されたことは、韋嗣立の上言に俟つまでもなく、武后時代に最も多く、刺史のみならず、州の長史、縣令、縣丞等の上佐に至るまで尙流貶左遷された人の多かつたことは唐代後期にまで續いている。會要卷八刺史に、嶺南觀察使楊於陵の奏言に、

貞元中。觀察使李復奏。南方事宜素異。地土之卑。上佐多是雜流。大半刺史見闕。請於判官中。揀擇材吏。令知州事。(一)臣謂現今州縣凋殘。刺史闕員。動經數歲。至於上佐。悉是貶人。

とあり、新舊唐李楊於陵傳には見えないが、この奏言は憲宗元和四年であつて、既に德宗貞元年間から引つづき南方嶺南地方は上佐のものが多く貶ざれているし、また刺史に缺員あつて、補充せず、内亂があり、州縣疲弊してたとえ刺史に任命されても進んで赴任するというものも少か

つたのではなからうか。

通鑑^{卷二五} 二代宗大曆十二年の條に

元載以仕進者多榮京師。惡其逼己。乃制俸祿厚外官。而京官不能自給。常從外官乞貸。楊綰常寃奏。京官太薄。己酉詔加京官俸。歲約十五萬六千餘緡

とあつて天寶亂後暫らく經濟生活困窮のため中央官にして外官に出るものもあつたと思われるが、これは一時的經濟的なものであつて、既述の通り政治的には唐を通じて地方官僚よりも中央官僚尊重の傾向があり、時には地方長官に缺員がつづいたこともあつた。

中央官僚が貶されて地方長官の刺史や縣令に遷されたものにはいろいろの原因がある。これをあげると、

- 1、宰相高官が不和で協力しないもの、
- 2、政治的權力を得るために構虚されたもの、
- 3、天子に諫言して貶されたもの、
- 4、選舉不正で坐したものの、
- 5、坐贓で貶されたもの、
- 6、外征に失敗したものの、

などをあげることができる。それで二三の例をあげると、李義府傳に、李義府は勢力あり、賣官を恣にして朋黨を作つた。初め杜正倫は中書侍郎、李義府は典儀であつたが、二人とも中書令となつた。正倫は先進なるを以て義府に下らず、遂に高宗の上前に訴え、各々曲直を述べたが、大臣不和なるを以て、義府を貶して晋州刺史と正倫を貶して横州刺史としたが、義府は一年にして中央に歸り宰相となつてゐる。これは序列の

争いから協力せず政治の亂れるのを恐れて貶したものであり、韓瑗^⑦は先に褚遂良の左遷されたことについて上奏したが用いられず、高宗顯慶二年許敬宗、李義府の誣奏によつて韓瑗と褚遂良は潛に不規を圖るものとして、褚遂良は桂州刺史に貶され、更に愛州刺史に貶され、韓瑗は振州刺史に貶されている。

李敬玄傳に高宗儀鳳年間劉仁軌に代つて中書令となつたが、調露二年吐蕃入寇し、その討伐について劉仁軌と協わず、李敬玄を以て西邊の鎮將として任命したが、李敬玄は邊將の才にあらざるを以て固辭したが、高宗は之を許さず、彼を大總管に任じて撃たしめたが、疾と稱して遷ることを乞うたために高宗は之を責めて遂に衝州刺史に貶したのは、不協と天子の命を聽かずして貶された例であり、裴炎傳に、

裴炎は明經から地方官を経て宰相となつたが、皇緒問題で論争し、鳳閣侍郎胡元範奏して、裴炎は社稷の忠であり、功大なるものがある。決して反せずと、ところが則天納れずして裴炎を斬り、その家を籍没し、吏部侍郎待擧は岳州刺史に貶されたが、皇緒問題から炎を救わんとして罪に連坐したものであつた。王峻傳に、開元八年王峻は兵部尙書朔方軍大將軍となり、九年隴右節度使郭知運と共に外征するも知運と協わず、遂に賊衆相結んで反し、そのため王峻は梓州刺史に流されているが如きである。

以上二三の例をあげたに過ぎないが、宰相や高官にして刺史や縣令に左遷或は流貶されたものは列傳の各所に見えるし、新唐書宰相表を見ても刺史に貶されているものが少なからずある。中には刺史の下の長史や司馬、縣令の下の縣尉に貶されているものもある。例えば魏元忠が誣奏

されて端州高要縣尉に貶され、韋承慶が彈奏されて岳州別駕に左貶され、ついで高要尉に貶されている。また括戸で有名である宇文融は宰相となつたが、朋黨と坐贓とによつて昭州平樂尉に貶されているし、宰相となつて權力を恣にしていた盧杞が新州司馬に貶され、竇參が郴州司馬に貶され、韋執誼が崖州司馬に貶されているのはその例である。これら流貶されたものは何れも京師を去る遠方の中、下州であつた。

舊唐書卷九八盧懷慎傳に、

臣竊見内外官人。不率憲章。公犯贓汚侵牟萬姓。剗割蒸人。鞠按非虛刑憲已及者。或俄復舊資。雖負殘貶之名。還膺牧宰之任。或江淮嶺嶺。微示懲貶。而貶財貶貨。罕能俊革委以共理。

とあつて内外を問わず、公に犯贓し、ことに例え江淮或は嶺南に刺史に貶されても誅求して財をなすと述べたものであるが、中央高官にあつて流貶されると恐らく地方に居つても不満であつたらうと思われる。従つて地方長官に出ることを欲しなかつたであらうし、たとえ地方官に出ても中央に入ることを希望したに違いない。源乾曜傳に、

上疏曰。竊見。形要之家。併京職。俊人之士。多任外官。王道平分。不合如此。臣三男俱是京任。望出二人與外官。以叶均平之道。上從之。とあるのを見れば門閥勢族は中央京官に俊英のものは地方官に多く出ている。自分の三男は皆京官であるが、二人を地方官に出して欲しいと上疏して許されたが珍しい例である。

そこで張九齡傳に

臣愚謂欲治之本。莫重守令。既重則能者可行。宜遂科定其資。凡不歷都督刺史。雖有高第。不得任侍郎。列卿不歷縣令。雖有善政。不得任

臺郎給舍。都督守令雖遠者使無十年任外。如不爲此。而救其失。恐天下猶未治也。

とあるが、張九齡は刺史縣令の地方長官選舉について述べ、今の刺史は京、輔雄望之郡は少し意を用うるが、江淮隴蜀三河大府の外はその人を得不い。京官で何か失敗のもの、政治のうまく行かぬものを牧守として之を排斥している。漢の刺史は入つて三公郎官となり出て百里を宰すとあり、そこで都督刺史を歴なければ侍郎となるを得ず、縣令を歴なければ臺郎の給事中、中書舍人に出るを得ず、また都督刺史は遠方でも十年その任にあらざれば中央官僚に入るを得ずとして選舉を嚴重にすべきを述べ、殊に地方長官の刺史縣令を必らず經なければならぬことを力説している。

二

さて張九齡の言のように遷轉が行われたかどうかである。そこで刺史縣令の品階や府州縣の種類やその任務を述べなければならぬ。唐六典、舊唐書、新唐書によつて多少の相違があるが、六典によると、

- | | | |
|----|------|-------|
| 上州 | 從三品 | 四萬戸以上 |
| 中州 | 正四品上 | 三萬戸以上 |
| 下州 | 正四品下 | 三萬戸未滿 |
- で上州、中州には別駕、長史、司馬以下があり、下州には長史を缺いた。錄事參軍事を初め、司功、司農、司戸、司兵、司法、司士等の流内官があり、執刀、典獄、問事、白直、市令、經學、醫學各博士等百數十人の官員があつた。

京兆河南太原府牧は從三品で官位品階は地方長官として最も高かつた。

京兆、河南、太原牧及都督刺史の任務は管内部下官僚を考覆し、農桑を勧め、毎年屬縣を一巡し、百姓の疾苦を察し、法を守らしめ、部下官僚の公廉清直のもの又は貧穢にして公私を辨えぬものをよく察して、考課に附して之を褒貶し、その成績尤のものは上聞に達し、普通のものは尙書省に送る。又邊州の都督刺史は州を離れること許されなかつた。

次に縣令の品階や階級は

上縣令 從六品上 六千戸以上
 中縣令 正七品上 三千戸以上
 中下縣令 從七品上 二千戸以上
 下縣 從七品下 二千戸以下

とあり、戸數は通典によつたものである。縣令の下に丞、主簿、尉の官員があつた。その品階は

上縣 中縣 下縣
 縣丞 正八品下 正九品上 正九品下
 縣主簿 正九品上 從九品上 從九品上
 縣尉 正九品下 從九品下 從九品下

以下流外胥吏の録事、司功佐、司倉佐、司戸佐、司法佐、司士佐、同事、白直、市倉等があつた。

縣令は戸口を量り、民の貧富を考え、均田の實狀を察し、民の曲直を明らかにし、行郷飲酒の禮を行うのであつて、刺史が屬縣を監督するのに對して直接民に接して民政を行つた。

以上は刺史縣令の品階と等級とその任務について述べたものであるが、

刺史の品階は相當高かつたことがわかる。殊に京兆^⑩河南太原府牧は初め從三品大曆以後になると從二品で尙書左右僕射と同じであり、その任を重視したことがわかる。上州刺史は從三品で御史大夫、九卿、京兆河南太原尹があり、州刺史として最高の品階であり、中州刺史は正四品上で門下中書侍郎、吏部侍郎等と同じく宰相にも正四品上でなることができた。下州刺史は正四品下で尙書右丞、尙書諸司侍郎、諫議大夫などと同じであつた。刺史の品階が高かつたことは地方長官としての權威と體面を保つのに必要であつたらう。縣令のうち、京兆河南太原等の京縣及び畿縣は正六品上で太子舍人、太子詹事と同じく、上縣令は從六品上で起居郎、起居舍人、尙書諸司員外郎、著作郎と同じく中下縣令は從七品上で殿中侍御史、左右補闕等と同じ品階であつた。同じ品階の職事官ならば地方外官よりも中央京官の方を望んだに違いないし、品階の昇進するにつれて京官を希望したに違いない。また同じ地方官に出るにしても下州より中州へ、中州より上州へ、下縣より中縣へ、中縣より上縣へさらに京縣、畿縣へと希望し、遠方の州縣より近方の州縣へ轉遷を希望するのは當然であらう。國都長安附近、關内道及び河北道、河内道などは戸口も多く、從つて上州や上縣が多く、國都を去ること遠きにつれ、殊に嶺南道は上州上縣等は殆んどなかつた。成績の上らぬものは上州より中州下州へ、或は近方の州縣より遠方の州縣に左遷されたことは既に述べた通りである。また流貶されて州刺史や縣令、縣丞、縣尉となるものは殆んどが中、下の州縣が多かつたらうと思われる。特に罪を犯して嶺南地方に流されたものが多かつたことでも想像できる。さて官僚の仕進はどういう順序を経て行われたかを見ることにするが、それには宰相にな

つた二三の人々の官歴を見るのが都合がよい。宰相のうち、地方官に一度は出て中央に入り、さらに又地方に出たものがあり、初め地方に出て後中央に入ったものもあり、その例をあげて見ると、

源乾曜 進士―累諫議大夫―少府小監―邠陽府長史―戸部侍郎兼御史

中丞―宰相―京兆尹―宰相 (舊唐書卷九八 新唐書卷二二七 源乾曜傳)

李元紘 經州司兵―雍州司戸―潤州司馬―三遷萬年縣令―京兆尹―工

部兵部吏部侍郎―宰相 (舊唐書卷九八 新唐書卷二二六 李元紘傳)

この二人は何れも京兆尹になつたが、源乾曜は中央官から地方官に出て後入つて中央官となり、宰相となつて後京兆尹となつた。その政治寛簡不嚴とあり、京兆尹在官三年に及んで後、復宰相となつてゐるし、李元紘は初めから地方官に出て累進して縣令となり、在職中賦役平允不簡而理。俄擢爲京兆尹とあるように地方官から累進して京兆尹となつたものであつた。いうまでもなく京兆尹は従三品で上州刺史と同じであるが、國都所在の長官として最も重んぜられたから、宰相となつたものを之に任じたり、或は相當成績の優秀のものか、地方官として李元紘のような優秀なものでなければ任ぜられなかつたに違いない。

韋安石 明經―乾封尉―雍州司馬―膳部員外郎永昌令―俄拜并州刺史

―德鄭二州刺史―右丞―宰相 (舊唐書卷九二 新唐書卷二二三 韋安石傳)

裴耀卿 童子―秘書正字―王府典籤―國子主簿―累長安令―濟州刺史

―宣冀二州刺史―戸部侍郎―京兆尹―宰相

(舊唐書卷九八 新唐書卷二二七 裴耀卿傳)

崔日用 進士―芮城尉―雍州長史―楊州長史―婺汴二州刺史―兗州都

督―吏部尙書―宰相 (舊唐書卷九九 新唐書卷二二二 崔日用傳)

唐代地方官僚の遷轉と考課について

この三人のうち韋安石は縣尉から司馬を経て中央官に入り更に縣令となり、俄に并州刺史となり、德鄭二州刺史となつて、その政清所在人吏咸畏憚之とあつて善政を施したので、右丞より宰相となり、裴耀卿は童子科を経て中央官となり、開元初累ねて長安令に遷り、在職二年寛猛中を得て官を去る時縣人に惜まれ、十三年濟州刺史となり宣冀二州刺史を歴、皆善政を以て稱せられ、入りて戸部侍郎となり京兆尹となつてゐるが、裴耀卿は縣令刺史京兆尹として有能の材であつたに違いない。崔日用の如きは進士から雍州長史楊州長史を経て婺汴二州刺史となり、兗州都督から中央に入つて吏部尙書となつてゐるが、殆んど地方官に終始して後、中央官に入つて吏部尙書となつたものである。

張嘉貞 五經―平鄉尉―侍御史―監察御史―中書舍人―秦州都督并州

長史―天平軍使―宰相―幽州刺史―臺州刺史

(舊唐書卷九九 新唐書卷二二七 張嘉貞傳)

張九齡 對策高第―右拾遺―三遷司勳員外郎―中書舍人―大常小卿―

冀州刺史―桂州都督―中書侍郎―宰相 (舊唐書卷九九 新唐書卷二二六 張九齡傳)

張嘉貞は初め縣尉に任ぜられたが、事に坐して免ぜられ郷里に歸り、中央官の中書舍人を経て再び地方官に出て政嚴甚爲人吏所畏とあつて、嚴正な民政を施し天平軍に使して後宰相となつたが、弟嘉祐の坐贓のため幽州刺史から臺州刺史となつてゐる。一度宰相となつて刺史に出るものは何か失敗があるか、坐贓等によつて刺史に出ていることも度々見受けられる。

張九齡は初めから中央官を累進して中書舍人、大常小卿となり初めて冀州刺史に出て後宰相となつた。

以上主として睿宗玄宗時代の宰相の二三の例をあげたが、漢代の仕進の順序は郎官から縣丞尉、令長を経て郡の太守となり、京官三輔を経て御史大夫から丞相になるといふのが正規の官途であつたが、唐代では正規の官途はなかつた。科擧に登第して地方官の縣尉、縣丞となるも大ていの場合、縣令や州刺史になるには、一度中央に入つて監察御史や尙書諸司郎中を経なくてはならない。むしろ張九齡の言う如く、地方長官の都督刺史を経なければ臺郎の長官になれず、縣令を経なければ九卿、給舍になれないといつた方がよいかも知れず、或は又蔭や科擧から直に中央に入つて監察御史などを経て縣令に出るか、或は累進して諸司郎中を経て州刺史に出るかであつた。同じ品階ならば中央官を欲したであろうし、たとえ刺史より品階低くとも中央官を望んだ。縣尉、縣丞から縣令に昇進できても縣令から直ちに州刺史には餘程成績の優秀なものでなければ昇進できなかつた。それは上縣令が從六品上、下州刺史が正四品下で九階級も超えるからである。列傳に「出爲刺史」は仕方なく刺史に出たことであろうし、韋安石が永昌令正六品上から俄に并州刺史に出たのは并州刺史は正四品上であるから九階級躍進したことになる。同じく裴耀卿が京長安令から濟州刺史從三品上になつてゐるが十階級超選してゐる。

これらは特殊の例であつて、さらには李元紘の如きは萬年縣令正六品上から一躍京兆尹從三品に進んでゐる。張九齡は中書舍人正五品上から大常小卿正四品上を経て冀州刺史從三品上になつてゐるのは、普通の順序ではあるまいか。また姚崇は常州刺史から宰相に、宋璟は洛州長史から宰相となつてゐるが、姚崇は鳳閣侍郎より刺史となり、宋璟は州刺史、長史を経て宰相となつてゐる。しかし地方長官の刺史縣令に出ることを餘り欲

しなかつたので張九齡のような奏言があつたのであろう。それまでは刺史縣令に出ないで初めから中央官となつて宰相高官に至るものが少なからずあつた。

三

唐代官僚の考課について大内氏が朱巨川を中心として詳しく考證してゐるが、自分は唐代地方官僚の刺史、縣令一般について述べて見たいと思ふ。いうまでもなく唐官僚の考課を掌つたものは尙書省吏部の考功郎中であつた。

考課を受ける文武官はその一年間の功過行能が審査され、中央官僚は本司の長官、地方官僚は本州の長官が大衆に對して讀み、その優劣を論議し、九等の等級をつけて尙書省へ送られる。中央官僚は九月三十日己前に校定を終えて省に送らねばならぬが、地方官僚の校定は中央と地方の遠近によつて差があり、遠方の官廳は早く省に送らなければならなかつた。

凡流内流外官考。前釐務不滿二百日者不考。とあるように流内流外に拘らず、在官日數二百日に満たぬものは校考されず、翌年度に受けなければならなかつた。

考功郎中は主として京官を員外郎は外官考を判定し、また別に京官の位望高いものを選んで一人は京官考を一人は外官考を判定するのに参加し、さらに給事中、中書舍人のうち一人が京官考を一人が外官考を監督し、位望高い二人はその考を校するのであつた。そして京官は應考の人を集めて對讀注定し、外官は朝集使に向つて對讀注定し、後奏聞された。

考課はこのようにして行われ、吏部を経て奏達するのであるが、本司本州の長官の考第が基礎となるので、特別の事情のない限り、考第は地方官僚の場合は地方長官がよつてつけられたものであつた。

官僚は凡て在官中の功過行能によつて九等の考第をつけられる。通典卷一五選舉典三に、

凡居官以年爲考。六品以下四考爲滿。

とあつて、六品以下は四考で、五品以上はその制限がなかつたようである。唐六典卷二に、

謂内外六品已下四考爲滿。皆中中考者。因選進一階。每二中上考又進兩階。每一上下考兩階。若兼有下考。得以上考除之。また新唐書卷四五選舉典に、凡居官必四考。四考中進年勞一階級。每一考中上進一階。上下二階。上中以上及計考應至五品以上奏而別敘。

兩書とも同じ意味であつて、六品以下のものは四年平均して中中のものは一階昇叙され、四考のうち一中上があればさらに一階を、二中上あれば二階を、一上下あれば二階を昇叙され、上中及び五品以上のものは上奏して特別に昇叙された。そこで既出の通り、縣令のうち上縣令從六品上中縣令正七品上、中下縣令從七品上、下縣令從七品下であるから、縣令以下縣尉に至るまで凡て四考が原則であつたことがわかる。地方長官の刺史は從三品、正四品上、正四品下であつたから特別に上奏して考校されて遷轉することになる。しかしこの四考の原則は必ずしも守られず、先に二三の例に示したように、俄に縣令や刺史に遷轉されることが屢々あつた。これらは恐らく四考のうち一上下考か、上中以上の考があつたから三階級或はそれ以上の品階に進んだし、その品階に相當する

唐代地方官僚の遷轉と考課について

職事官に任ぜられたし、又上奏の上それ以上の品階に特別昇叙されたことと思われる。

新唐書卷四六百官志に、

四考皆中中者進一階。一中上考復進。一上下考進二階。計當進而參。有下考者以一中上覆一中下。以一上下覆二中下。上中以上雖有下考從上第。下下考者解任。

とあつて中下考以下のものは原階に留め、下下考のものは免官に處せられた。列傳には殆んど下下考の資料は見當らぬが、免官の資料は時々見られるから下下考であつたに違いない。尙中上考以上のものは俸祿一分其他の恩賞があり、中下以下のものは祿一季分を奪われ、下下考のものは當年の祿全部を奪われた上に免官に處せられた。考功郎中は從五品上、員外郎は從六品上で應考官の品階に拘らず、校考する權限を與えられたが、事實は本司本州の長官の考第を基礎にされた。それでも考功員外郎で宰相や高官を校考したことが李渤傳④に見えているし、新唐書李德裕傳に開元初。輔相三考輒去。雖姚崇宋璟。不能逾。とあるから宰相は三考であつたようである。ところが宰相の考課の原則は守られず、李林甫のように十數年も在職するものがあつた。

六典卷三考功郎中及び舊唐書卷四三職官志に、
其外官附朝集使。送簿至省。

とあつて外官則ち地方官は朝集使に附して計簿を送り、尙書省に至るのであるが、朝集使について通鑑卷一九七太宗貞觀十七年に、
先是。諸州長官或上佐。歲首奏貢。入京師。謂之朝集使。亦謂之考使。とあつて諸州の長官や上佐が歲首に貢獻物を持つて京師に上るのを朝集

使といつた。その時地方官の考課簿を地方長官或は別駕、長史等の上佐が持参して尙書省に上つたのである。これをまた考使ともいつた。通鑑の注に、京師無邸。率僦屋、與商賈雜居。上命有司爲之作邸。とあり、
會要^{三四}諸侯入朝に、

貞觀十五年上謂侍臣。(一)頃都督刺史充考使。皆賃房與商人雜居。既復禮之不足。人多怨歎。至十七年一月下詔。令京城內閑坊爲諸州朝集使造邸。

とあつて都督刺史の朝集使が京師に入つても邸宅なく商人と雜居していたのを太宗は城内の邸を朝集使の邸としたとあり、朝集使は國初から考使に當てられたものであろう。朝集使が歳首貢獻物を持つて上京するのであるが、歳首^②について、漢代では前漢武帝の頃までは十月であり、武帝の末年からは正月であつたと鎌田氏は述べている。新唐書^{卷三三}柳冕傳に、

漢法三歲上計。以會課最。聖唐稽古。天下朝集三考一見。皆十月上計。十一月禮見會。尙書省應考績事。元日陳貢棗集於考堂。其唱考第。進賢興善。簡不肖。

とあり、唐六典^{卷三}に、

凡天下朝集使。皆令都督刺史及上佐。更爲之。(一)皆以十月二十五日至京都。十一月一日戶部引見訖於尙書省。與羣官禮見。然後集于考堂。應考績之事。元日陳其貢篚於殿庭。凡京都諸縣令每季一朝。

とあるがこれによれば、歳首は十月と考えられるが、十月に京都に至り、十一月尙書省で羣官と禮見して考績を行つて、元日に貢獻物を考堂に集めるから唐代では歳首は正月のことであろう。ところが朝集使は校考が

終了して還らんとする時に自分の地位や任地の改轉を望んだ。

先是朝集使。每至春將還。多有改轉。率爲常。環奏請一切勒還。絕其僥求之路。

朝集使である都督刺史上佐が京師に上る機會ある毎に任期満たなくとも改轉行われ、彼等が部下官僚の考簿を持参しながら彼等自身の考課が適當に行われたに違いない。

都督刺史等地方長官の任務は前に述べたように、管内民政に重點を置くと共に、部下官僚を監督し、その人物、行能、成績等を校考して中央尙書省に送り、且つ朝集使として上京することにあつた。刺史の部下官僚である司功は地方官僚の考課を掌り、都督刺史等が考第をつけた後、中央に送つたものである。新唐書^{卷四六}百官志に、

每歲尙書省諸司。具州牧刺史縣令。殊功異行。戶口賦役增減。盜賊多少。皆上於考司。監領之官。とあり、諸州縣官人。撫育方戶口增益者。各準見戶爲十分論。(會要^{卷八})考

とあつて地方官は特に戶口の増減、賦役、納税の多寡、盜賊の多少等民政に重點がおかれ、州牧、刺史、縣令等の考第がつけられ、特に成績優秀なるものは、拔擢せられた。通典^{卷一五}選舉典三に、

諸州縣官人。撫育有方戶口增益者。各準見戶爲十分論。每加一分。刺史縣令各進考一等。(一)若撫養乖方戶口減損者。各準增戶法。亦每減一分降一等。其勸課農田。能使豐殖者。亦準見地爲十分。論每加二分。各進考一等。其有不加勸課以致減損者。每損一分降考一等。若數處有功並應考者並聽。

これによると戶口増減と農田に重點をおいたことがわかる。刺史縣令

は管内の戸口十分の一を増すものは考一等を進め、戸口十分の一を減損するものは考一等を降す、農田即ち永業口分田の外、公私の荒田を開墾するものは十分の二を加える毎に考一等を進め、荒廢させるものは十分の一毎に考一等を降し、もし農田數ヶ所に於て開墾した場合には考を累加することにしたのである。従つて内外官僚は一般に善最負殿によつて九等の考第をつけられたが、地方官特に州牧刺史縣令は戸口増減や農田開墾に重きをおかれ、それによつて品階の昇降をつけられたから特に戸口増減農田等について注意しなければならなかつた。

考課について二のところ若干ふれておいたが、さらに列傳の中から地方官僚のうち考課の等級の明記している二三の例をあげて見ると、

建中初。司勳郎中韋植爲山劍黜陟使。薦震理行爲山南第一。特賜上下考。封鄜國公在鳳州十四年。能政不渝。(舊唐書^{卷一七}嚴震傳)

李朝隱(一)三遷長安令。有宦官閻興貴。詣縣請託。朝隱命拽出之。

睿宗聞而嘉歎。廷召朝隱勞曰。卿爲京縣令。能如此。(一)特賜中上考。兼絹百匹。七絳州刺史兼知吏部選。遷吏部侍郎。

(舊唐書^{卷一〇〇}李朝隱傳)

路嗣恭京兆三原人。始名劍客。歷任郡縣。有能名。累至神烏令。考績上上爲天下最。以其能賜名嗣恭。歷工部尙書并御史大夫

(舊唐書^{卷一三三}路嗣恭傳)

この三人のうち嚴震は刺史として上下考、李朝隱は縣令で中上考、路嗣恭は縣令として上上考であつた。善最負殿の基準によつてそれぞれ考をうけたが、嚴震は渝州刺史の時の善政によつて鳳州刺史になつた。中上考ならば二階昇叙されることになるから下州から上州刺史に昇任した

唐代地方官僚の遷轉と考課について

ものと思われ、李朝隱は三度長安縣令となり、長安令は正五品上で從四品上の中大大夫の文散官になり、やがて上州從三品の絳州刺史に遷り、七度もつづいて後吏部侍郎に轉じている。路嗣恭の如きは神烏令の時の考績上上考とされたが、上上考になつたものは列傳には他に殆んど見られず、路嗣恭のみ何故に上上考と明記されたか分明しないが、恐らく路嗣恭の出身が胥吏から身を起し、郡縣に仕えて縣令に昇任し、成績特に優秀であつたので列傳に明記されたものではなからうか。そこで神烏令から工部尙書兼御史大夫靈前大都督長史を歴ると記されているが、上上考であつたので一躍超遷したものと考えられる。普通ならば中央官に入つて數官を歴任しなくてはならぬし、また列傳中に累の文字が記されていないところから相當階級昇進したのではあるまいか。

四

唐は隋制を受けて中央集權を強化するために、貴族を抑え、科擧による官僚を任命すると共に考課を實施してその強化に努めんとした。そこで貴族官僚と科擧官僚とに拘らず、これを實施し、康初武徳七年新律令を頒布し、考課令を勵行し内外官僚を監督した。殊に地方官に重點をおき、地方政治を重視したことはいうまでもなく、それは馬周や陳子昂の上言でもわかるが、中央から官僚を派遣せしめて地方を監督し、地方官の成績を考したのである。

太宗貞觀の初め天下を十道に分ち、神龍の初め十道巡察使を置いた。既に貞觀十八年に四方を巡察せしめ、二十年に大理卿孫伏伽等二十二人を派遣せしめて漢^②の六條を以て四方を巡察せしめ、多くの地方官僚を昇

任拔擢し、或は貶黜し、免官處分にしてゐるが、これは地方官僚を監督すると共に考課を明らかにして賞罰を斷行したもので、地方官僚の考課は地方長官が行うが地方長官の考課はこれら巡察使等によつてその考課の是非が作られる基礎となる。

國初は考課が嚴重であつたらしく、馬周の上疏に、

臣竊見流内九品已上。令有等第。而自比年。入多者。不過中上。未有得上下以上考。臣謂令設九等。正考當今之官。必不施之於異代也。

(一) 毎年選天下政術。尤最者一二人爲上上。其次爲上中。其次爲上下。次爲中上。則中人以上。可以勸。

とあるが、嚴しくして貶黜のもの多く、昇任を行わず、考中上が殆んどであつたことは、上疏にて察することができる。また陳子昂の上疏にも、

陳子昂(一) 上利害。子昂對三事。其一言。九道出大使。巡察天下。

申黜陟、求人瘼。臣謂計有未盡也。陛下發使。必欲使百姓知天子夙夜憂勤也。羣臣知考績。而任之也。二曰。刺史縣令政教之首(一) 今吏部調縣令。如補一尉。但計資考。不求賢良。

とあつて九道に大使を派遣したとあるのは恐らく十道に違ひないが、巡察使を派遣するのは民の安定しているか否かを知るにあるが、民政を掌る刺史縣令その人にあるを述べ、刺史縣令の任務の重要性と考課について述べたものである。

巡察使は以後度々派遣され、景龍三年十道按察使を置いて地方に巡視せしめ、地方政治を監督した。李嶠^②の上疏に、

竊見。垂拱二年諸道巡察使科日。凡四十四件。至於別作格勅令訪察者。又有三十餘條。而巡察使率是三月之後出都。十一月終奏事。時限迫促。

簿書委積。晝夜奔走。以赴期限。而每道所察文武官。多至二千餘人。少尙一千已下。皆須品量才行。褒貶得失。欲令曲盡行能也。

とあつて巡察使は三月に都を出て十一月に奏事を終える。これは都督刺史の朝集使が春になつて歸つてから巡察使が派遣される。察する文武官二千人を越え、簿書山積して十分見る暇もなく、黜陟褒貶がうまく行われていないことを述べているが、地方官僚の考課の原案は本州において行われるにしても、都へ送つて最後に校考を受けるが、巡察使が地方巡按の結果の簿書も校考の参考としたことは間違ひない。それにしても二千人以上の地方官僚の考簿を調査するのは容易なことではなかつたと思われる。武后長安四年は歲命使者。以六條察州縣とあり、中宗神龍二年に、選左右臺内外五品官二十人。分爲十道巡察使。委之察人無人。(一) 二年一代。考其功罪。而進退之。

とあり、この時殿中侍御史源乾曜、監察御史盧懷慎等が巡察している。玄宗は度々按察使を派遣して考せしめ、開元四年には天子自ら縣令を召して校考していることは民政に特に意を用いたことがわかる。舊唐書^卷一〇〇 盧從愿傳に、

開元四年。上盡召新授縣令。一時於殿庭。策試考入下第者。一初放歸學問。

とあつて考下第に入るものは免官の上再び郷里に歸らしめ、惟鄆城縣令韋濟が考第一で擢んでられて醴泉令とし、他の二百人は第に入らずとあるが、惟鄆城縣は恐らく中下縣か下縣であつて、上縣の醴泉令に拔擢したろうと思われる。このように天子自ら縣令を策問して考第をつけたことは玄宗時代地方民政が比較的良く行われたことであらう。

地方官僚の考課は初め毎年一考行われ、四年間の成績を平均判定して轉遷を許すことになつていた。地方官といつても六品以下のもので、中州長史は正六品上、司馬は正六品下、上縣令正六品上であるから、それ以下のものは四年を原則とされた。舊唐書九八盧懷慎傳に、

臣竊見。比來州牧上佐及兩畿縣令。下車布政。罕終四考。上佐多者。一二年。少三五月。遽遷除。不論課最。或歷事不改。便傾耳而聽。全踵而觀。爭求冒進。不顧廉恥。亦何暇宣布化求瘼恤人哉。戶口流散。百姓凋弊。職爲比也。臣請都督刺史上佐而縣令等。在任未經四考。不許遷除。

とあるように四考のものは稀で上佐のものは在官多くて一二年、少い者は數ヶ月にして遷除され、考課の最殿の成績を論ぜず、冒進を求め、民政を顧みず、戶口流散している。そこで都督刺史上佐等は四考即ち四年を経なければ遷除を許さずと上疏したものであるが、盧懷慎の上疏は中宗神龍年間で、このころ考課が濫れていたことがわかる。地方官は在職して少くとも二百日を経なければ考校を受ける資格がないのに、三ヶ月位で轉遷しているのを見ると、考課が規定のように行われていなかったことがわかる。そこで玄宗八〇開元三年に内外官の考すべき日數の未滿たぬものを禁じ、開元二十五年には諸道採訪使に命じて地方官僚の考課は三年を経なければ轉遷を許さぬことにした。會要八一考に、

代宗寶應元年。吏部奏。州縣官三考一替。如替人不到。請四考後停。とあり、會要六九刺史に、

寶應三年。勅自今已後。改轉刺史。三年爲限。縣令四年爲限。貞元元年勅自今已後。刺史縣令。未經三考。不得改移。

唐代地方官僚の遷轉と考課について

とあつて刺史は三年三考、縣令は四年四考としさらに刺史も縣令も三考を経なければ轉遷を許さぬこととしたが、これは天寶亂以後地方政治の亂れると共に地方官僚の轉遷が甚しく所定のように考課が充分行われていなかったことをあらわすものである。

このように時代の下るにつれて考課の實效が薄く、いくら考課を勵行しても考簿の不正欺瞞があり、その上に賄賂が行われ、任地に長く在職するもの少なく、選舉が濫れたことは既述の舊唐書九八李嶠傳にあるように、都督刺史等の地方長官の成績は管内下僚の成績如何によるからいろいろの不正が行われたことは列傳に多く見られる。舊唐書卷一三九陸贄傳に、

庶官則異同之論。是非難辨。由考課難於實效。(一)乾元已後。屬宿兵干野。或凶荒。遂三年一置選。由是選人停權其數。猥多文書不接。眞僞難辨。吏緣爲姦。

とあり、これによると考課の實效の困難を述べ文書計簿の眞僞も分らずとあり、さらに舊唐書二德宗に、

建中元年。白兵興已來。方鎮委任必兼臺省長官(一)十一月辛酉。朝集使及貢使見於宣改殿。兵興已來。四方州府不上計。内外不朝會二十有五年。至此復舊制。州府朝集者一百七十三。と

あつて、天寶の亂後州府が久しく上計會同しなかつた。従つて考課も規定の如く行われず、朝集使が京師に集るものその半數であつたと述べていることでもわかる。

舊唐書一三八趙景傳にも考課が予定の如く行われなかつたことを述べ、

今陛下。內選庶僚。外委州府。課績高者。不次超昇。致理之法。無踰

於此。臣愚以爲黜陟且立年限。若所屬要重未當者。遷移就加爵秩。其餘進退知褒貶。

とあつて黜陟褒貶を明らかにする必要を説いているし、新唐書^{四五}選舉志に

初吏部歲常集人。其後三數歲一集。選人猥至。文簿紛雜。吏因得以爲姦利。士至蹉跌。或十年不得官。而闕員亦累歲不輔。陸贄爲相。乃懲其弊。命吏部據内外員三分之。計闕集之。以爲掌。是時河西隴右沒干虜。河南北不上計。吏員大率減天寶三之一。而入流者加一。故士人二年居官。十年待選。而考限遷除之法寢壞。

とあるのを見ても、流外の入流するもの多く、流内官が二年在官しているも十年も考課選舉を待たなくてはならぬから考課の法の實施困難であり、従つて選舉の濫れていたことがわかる。そこで李吉甫が考選之格を定めたが果してその通り行われたか否かは疑問である。

結 び

以上唐代地方官僚の遷轉と考課について述べたが、唐一代を通じて地方官僚輕視の傾向が強く、官僚のうち中には地方官僚として優秀な成績を残すものもあつたが、地方官を餘り欲せず、地方官に出ても中央官に入ることを欲した。しかも仕進の正規の順序はなく遷轉がしばしば行われ、遷轉の多い者は昇進も早かつたようであり、或は地方官に或は中央官に何度も繰返しているものもある。地方官僚の考課は刺史は三考縣令以下は原則として四考であつたが刺史は特別昇叙された。唐初中央から官僚を派遣して地方を巡察すると共に地方官僚を監督し、考課の判定の

基礎とした。地方官僚の考課は都督刺史等がその基礎をつくるが彼等の成績はやがて都督刺史の成績に影響するのでしばしば計簿考簿の不正が行われた。考課は初めは嚴重に行われたが時代を経るに従つて濫れ、規定の如く行われず、しかもその實效薄く、施實も困難であつた。

- ① 舊唐書卷八〇新唐書卷一〇五褚遂良傳
- ② 會要卷四七 封建雜錄
- ③ 舊唐書卷七四 新唐書卷九八 馬周傳
- ④ 舊唐書卷八八 新唐書卷一一六 韋嗣立傳
- ⑤ 唐會要卷六八 刺史
- ⑥ 舊唐書卷八二 李儀府傳
- ⑦ 舊唐書卷八〇 新唐書卷一〇五 韓瑗傳
- ⑧ 舊唐書卷八一 李敬玄傳
- ⑨ 舊唐書卷八七 新唐書卷一一七 裴炎傳
- ⑩ 舊唐書卷八八 韋承慶傳
- ⑪ 舊唐書卷九三 新唐書卷一一一 王峻傳
- ⑫ 舊唐書卷一〇五 新唐書卷一三四 宇文融傳
- ⑬ 舊唐書卷九八 新唐書卷一二七 源乾曜傳
- ⑭ 舊唐書卷四二 職官志
- ⑮ 朱巨川奏授告身と唐の考課大庭氏史泉第一、一二、一八
- ⑯ 唐六典卷二 考功郎中、舊唐書卷四三 職官志、新唐書卷四六 百官志
- ⑰ 唐六典卷二
- ⑱ 舊唐書卷一七一 新唐書卷一一八 李渤傳
- ⑲ 演代郡口の上計鎌田氏史潮第十二年三・四號
- ⑳ 舊唐書卷九六 新唐書卷一二四 宋璟傳
- ㉑ 漢六條西漢會要卷三二 一條強宗豪右田宅踰制以強稜弱。二條二千石不奉詔書遵承典制、倍公向私旁招守利、侵漁百姓、聚斂爲姦、三條以下略。
- ㉒ 新唐書卷一〇七陳子昂傳²⁴舊唐書卷九四新唐書卷一二三李嶠傳
- ㉓ 通鑑卷二〇八中宋神龍二年
- ㉔ 文獻通考卷三九 選舉一二